

意見公募要領

1 意見公募対象

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）では、特定日^注までの間、郵便貯金銀行が、原則として一の預金者等から受入れをすることができる預金等の額（以下「預入限度額」という。）が定められており、郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号）でその具体的な金額が定められています。

平成 30 年 12 月 26 日に、郵政民営化委員会から「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見（平成 30 年 12 月）」において、預入限度額に関し、「通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定することとし、限度額は、それぞれ 1,300 万円ずつ同額とする」と示されたことを受け、今般、郵政民営化法施行令の一部を改正するものです。

（注）特定日とは、日本郵政が郵便貯金銀行の全株式を処分した日、又は、他の金融機関との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認める決定があった日のいずれか早い日をいう。

3 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e - G o v]（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄、金融庁ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/>）の「報道発表資料」欄及び「パブリックコメント」欄並びに総務省ウェブサイト（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課において供覧又は配布することとします。

4 意見の提出方法

金融庁又は総務省のいずれかに対し、下記の要領で提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入して下さい。

(1) 金融庁に提出する場合

次のいずれかの方法により、意見書（別紙様式による。）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

① 郵送する場合

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 あて

② F A Xを利用する場合

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 あて
T E L : 0 3 - 3 5 0 6 - 6 0 0 0 (内線 : 3 5 3 7、3 5 6 0)
F A X : 0 3 - 3 5 0 6 - 6 2 3 6

※担当に電話連絡後、送付してください。

(2) 総務省に提出する場合

次のいずれかの方法により、意見書（別紙様式による。）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

① 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 あて

② F A Xを利用する場合

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 あて
T E L : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 9 8 9
F A X : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 9 9 1

※担当に電話連絡後、送付してください。

(3) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

(4) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : chokinhokenka_comment_atmark_soumu.go.jp
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入り

ますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(3)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

5 意見提出期間

平成 31 年 1 月 19 日（土）から平成 31 年 2 月 18 日（月）（必着）まで

6 留意事項

- ・ 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、両省庁で共有し、郵政民営化委員会に報告するとともに、電子政府の総合窓口[e-Gov]、金融庁ウェブサイト及び総務省ウェブサイトに掲載します。提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがあります。なお、提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見に付記された電話番号等の情報は、意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合に利用します。
- ・ 意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、意見の内容とともに開示させていただくことがありますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 開示等の請求があった場合には、開示に当たり、意見の内容に、（1）個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

意見書

平成 年 月 日

金融庁企画市場局総務課
信用制度参事官室 あて

又は

総務省情報流通行政局郵政行政部
貯金保険課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)に関する意見募集」に関し、以下のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。